

山村 尚

通告に従い、三つの一般質問を行います。

一つ目が出生数、出生率と人口推移について、二つ目は保育士不足対策について、三つ目は浸水対策と危機管理についてです。

まずは、出生数、出生率と人口推移について。

日本の出生率低下が止まらない。4月1日の日本経済新聞朝刊のトップ記事に、九州地方や中国地方の合計特殊出生率が東北地方や北関東地方の出生率に比べると高く、西高東低の傾向が強まっている、このような現象が取り上げられていました。

合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性が生んだ子どもの数を基に算出されるものであり、記事の中で、東日本では育児や女性の社会進出の支援体制が調っていないため少子化が進んでいると論じられていました。特に上昇幅トップの徳島県では、出産前後の円滑な復職を後押しするため、産前産後の負担軽減、出産後の復職支援に積極的に取り組んでおり、同県の美波町では月1回、助産師や看護師による相談会が開かれていると書かれていました。

同じく、合計特殊出生率の高い宮崎県は、女性の賃金水準が向上しており、女性管理職比率が高く、ある企業の育児休暇取得率、取得後の復職率は100%。同じく鳥取県も女性管理職比率が高く、出産後の復職を後押しするため、産後ケアの無償化を進めていると紹介されていました。

女性管理職の伸び率は全国平均が3.9%、北海道・東北が3.3%で、四国・九州は4.5%と、女性活躍を後押しする環境が西側には調っており、逆に東側、東北地方の方は、活躍したいとの思いから首都圏などに流出してしまう傾向があると東北活性化研究センター研究員の見解が掲載されていました。

このように、働きながら子育てしやすい環境づくりに力を入れている自治体の出生率が比較結果の上位に並んでおり、復職の後押しで出産前後に働き続けることを心配せず、働きながら子育てしやすい環境があること、これがポイントではと考えます。

ここまで西高東低型の合計特殊出生率についてお話をしましたが、では、当市の合計特殊出生率はどうなっているのか。その10年間の推移と、出生率算出に用いる女性人口数、出生数の10年間の推移について、5年刻みでお聞かせください。

岡田 明子 総合政策部長

本市の合計特殊出生率、合計特殊出生率の算出に用いる15歳から49歳までの女性人口数及び出生数の推移について、10年前の2014年、5年前の2019年、直近である2022年の数値でお答えをいたします。

まず、2014年の合計特殊出生率は1.26、女性人口数は1万6,320人、出生数は543人です。

次に、2019年の合計特殊出生率は1.12、女性人口数は1万4,863人、出生数は417人です。

最後に、2022年の合計特殊出生率は0.97、女性人口数は1万3,909人、出生数は334人です。

山村 尚

令和元年の5年前との比較で、女性人口が9%減、出生数が22%減、合計特殊出生率が0.14ポイント減、令和4年の5年前との比較で、女性人口が6%減、出生数が20%減、合計特殊出生率が0.15ポイント減と、女性人口の減り具合に対して出生数の減少が著しく大きいことが分かります。出生数を増やすことが喫緊の課題と考えます。

では、今回の新聞に取り上げられたデータ、内容から、合計特殊出生率が低いことに関する当市の対策をどのように考えているのかお聞かせください。

岡田 明子 総合政策部長

本市では、人口減少・少子化対策に向けて、子育て支援や教育環境の充実、結婚支援など様々な取組を進めてきたところでございます。

これらの取組の一例を申し上げますと、医療福祉費給付では、通称マル福では、子育て世代の医療費軽減を図るため、対象児童を高校生相当までの子どもに拡大しております。

また、子育てに係る負担を軽減するため、一時保育や延長保育に要する費用の2分の1を助成するたつのご預かり保育利用助成事業のほか、市内に住宅を購入した若者子育て世代に対し、住宅取得補助制度を実施してきたところです。

さらに、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施してきました。

このほか、結婚支援策として、一般社団法人いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の助成や結婚相談会の開催、さらには東京圏からの移住者に対して支給される移住支援金制度などの取組も進めてきたところです。

こうした若者子育て世代の利便性の向上、経済的負担の軽減などを図る取組により、近年の住民基本台帳人口移動報告ではゼロ歳から9歳までの転入超過が見受けられ、保護者の世代でも一定程度の転入が見受けられるところでございます。

しかしながら、議員からもご指摘がありましたように、本市の合計特殊出生率や出生数の回復には至っておりません。

少子化は、結婚・出産に対する価値観の変化や子育てに対する負担感、経済的不安定など社会的要因が影響しているとも言われており、また、本年6月には、国が異次元の少子化対策の実行計画でもありますこども未来戦略方針を発表したところでもございます。

本市といたしましては、この方針を踏まえるとともに、現状の整理、データ分析等を行った上で、本市に見合った少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

山村 尚

先ほどの答弁で、女性人口の推移は令和元年の5年前比が9%減、令和4年の5年前比が6%減と、10年間で15歳から49歳の女性の人口数は15%減少しているということでした。

ここで、出生率が西高東低となる別な根拠について、明治学院大学国際学部教

授の見解がございました。その内容は、地域間の人流の変化に関するものでした。適齢期の女性人口について調べたところ、東北地方や北陸地方では女性人口が大幅に不足しているのに対し、沖縄県を含む九州地方では女性人口が男性人口を上回っている傾向があり、その理由は女性の地域間移動であると述べられていました。

その背景の一つとして、女性の高学歴化により都心の大学に進学する学生、キャリアを追求する女性が増え、結果、女性の移動が起きている。キャリアを追求しにくい製造業や建設業が中心の地域は転出に比べて転入が少ない傾向にあり、東北地方や北関東の若者の移動先が東京一択になりやすい。また、九州や中国地方の若者にとって東京は遠く、福岡、京阪神地区への一時移動はあるが、首都圏以外で好条件の仕事に就くことは容易ではなく、いずれ帰郷することになりやすい、このような移動の背景もあるようです。

また、別な観点から見た移動の背景では、地域の考え方の違いによるものがあり、東日本では世帯規模が大きく、長男相続が原則だった地域が多い一方、南九州では世帯規模が相対的に小さく、相続に関しても明確な原則がない地域が少なくない。その結果、家は長男が継ぎ、嫁は義父や義母と同居して老後の面倒を見るものという意識が強いと、それを好まない女性は寄りつかなくなる。このような理由も女性の地域間移動の背景にあると述べられていました。

女性が他県に出て行ってしまう県と他県から入ってくる県があり、出て行ってしまう県では出生率計算の分母が軽くなるので出生率が高くなり、逆に、入ってくる県は分母が重くなるので出生率は低くなる。合計特殊出生率だけでは政策を決めかねるところがございます。

いずれにしても、女性がいなければ出生率が上がることはなく、少子化問題が解決することはございません。市内在住の女性流出をいかに抑えるか。

では、続いての質問、女性の地域間移動に関連した質問をいたします。

市が公開している年齢別住民基本台帳から当市の20代ないし40代女性の年齢別人口推移を見たとき、各年代の人口がどのように推移しているのかお聞かせください。5歳刻みで、5年ごとの人口数で結構です。

岡田明子総合政策部長

2023年4月1日時点の住民基本台帳における20代から40代女性を5歳刻みで見ますと、20歳から24歳は1,964人、25歳から29歳は1,676人、30歳から34歳は1,624人、35歳から39歳は1,806人、40歳から44歳は2,120人、45歳から49歳は2,782人となっております。

次に、この年代の5年前、2019年4月1日時点での女性人口です。

15歳から19歳が1,912人、20歳から24歳が1,937人、25歳から29歳は1,727人、30歳から34歳は1,815人、35歳から39歳は2,020人、40歳から44歳は2,634人となっております。

最後に、この年代の10年前、2014年4月1日時点の女性人口です。

10歳から14歳は1,891人、15歳から19歳は2,089人、20歳から24歳は2,020人、25歳から29歳は2,043人、30歳から34歳は2,047人、35歳から39歳は2,615人、このようとなっております。

山村 尚

私もこのデータについて分析しております。特徴のある年齢層を拾い上げると、10年前に15歳から19歳であった女性人口が10年後には20%減、10年前に20歳から24歳であった女性人口は10年後20%減少している、10年前25歳から29歳であった女性の人口は10年後12%減少している等、10年前に15歳から29歳の女性人口数は10年間で約12%から20%減少しているということになります。

一方、10年前30歳から34歳であった女性人口は4%増加、35歳から39歳であった女性人口は6%増加となり、当時行われた定住移住促進政策はうまくいったのかなと考えられます。

参考までに、現在40歳から54歳の女性の20年前、当時20歳から34歳になるわけですが、その後の10年間の人口推移を見てみると、当時20歳から24歳は10年後30歳から34歳で20%減、これは先ほどと同じものです。そして、当時25歳から29歳は10年後35歳から39歳で3%減少、先ほどは12%の減少でした。当時30から34歳は10年後40歳から44歳となりますが5%増、これは先ほどのところで4%増となり、25歳から29歳の人口減少率が20年前と比較して著しく大きいことが分かりました。

最後の質問です。

これまで示された女性の人口推移結果から、少子化・人口減少対策のターゲット層をどこに置くと考え、また、ターゲットに向けた移住対策、定住対策をどのように考えているのかお聞かせください。

岡田 明子 総合政策部長

年代別の女性の増減も含め人口の増減は、出生・死亡に伴う自然動態や転入・転出に伴う社会動態によるところです。

本市の大学のあるまちならではの特征として、15歳から19歳までは転入超過、20歳から24歳までは転出超過の傾向が見受けられます。進学や就職を契機に、20歳から24歳までの世代はほかの年代と比較すると減少幅が大きくなっているところ です。

また、本市では少子化・人口減少対策のターゲット層を若者子育て世代と捉え、子どもを産み育てやすい環境の整備や医療費助成の対象年齢拡大などの子育て環境の充実を図る取組、若者子育て世代対象の住宅取得補助事業、さらには東京圏からの移住に対する移住支援金事業など、転出抑制や転入促進の取組を継続的に推進してきたところです。

また、この取組と併せて、本市の居住環境の優位性を中心に、市内外に継続的に情報発信をしてきたところです。

さらに、今年度から若者新婚世帯への支援として、龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金事業を実施したほか、人口減少・少子化対策を検討するに当たりまして、庁内関係部署での協議を行っているところであります。

若者子育て世代の移住対策、定住対策につきましては、これまでの取組を踏まえ、子育て支援や教育環境の充実などの取組を進めることで市外への転出抑制を図るとともに、市外からの移住、転入促進を図ってまいりたいと考えております。

山村 尚

子育て支援、教育環境の充実に向けた取組を進めていくとの答弁でした。

これまで何人かの議員から、対象とするターゲット層を絞らなければならない旨の意見が出されていました。人口減少問題、少子化問題に対して、私も同じ考えを持っています。

さらに細かく言うと、どの年齢層にどのような転入・転出傾向があって、どのような対策を講じるのか、特に人口減少が著しい年齢層にどのような効果的対策を講じるのか、これが重要かと考えます。

私も今回独自に分析した結果、私見ではございますが、25歳から29歳の女性をターゲットに転出抑止対策を講じるのがよいのではとヒアリング時に私見を述べさせていただきました。ただし、進学による転出・転入で変動する年齢層については再分析が必要な旨を付け加えさせていただいております。

これまでお話しした内容を参考に、しっかりとした取組をお願いいたします。

続きまして、保育士不足対策について質問いたします。

全国的に保育業界は人手不足に陥っており、主な原因は保育士の労働環境と言われています。

労働環境のどこに問題があるのか。一つ目が給与の低さです。厚生労働省の令和4年賃金構造基本統計調査から職業別の平均給与額を見ると、全職種が34万100円のところ、保育士は26万6,800円であること。

二つ目は業務量の多さです。子どものお世話以外に、日々の保育計画などの作成、連絡帳の記入、保護者へのお便り作成、行事の準備などがあり、それに伴い、日々の業務量から残業になりやすい、まとまった休みが取りにくいといった就業時間の不規則が三つ目にあります。

四つ目が人間関係の難しさ、特に保護者対応にその難しさがあると言われていきます。

そして、最後に責任の重さが挙げられています。幼い子どもの命を守らなければならない責任は重く、その重さは賃金に見合わず、これら様々な理由から離職者が多い職種であると言われていきます。

一方、国ではこの問題への対策として、2020年12月に新子育て安心プランを発表しました。2021年からの4年間で約14万人分の保育の受皿を整備し、保育士の人材確保や就業継続支援、再就職支援、職業環境の改善などに取り組むという事業内容です。

人材確保の取組については、潜在保育士の掘り起こしがございます。年々増加傾向にある潜在保育士は、令和2年時点で保育士登録者数の約60%に及んでいます。一方、労働環境が改善されれば保育職で働きたいと考えている人も多いようです。

保育士が安心して子どもを預けられる環境づくり、これに向け、国・自治体・保育施設の連携した取組が必要と考えます。

背景はこれまでにして、質問に戻ります。

まず最初の質問です。

当市の保育士資格を持つ職員数とその配置先について伺います。また、ここ最

近の保育士数に関して、民間の保育施設からの相談状況をお聞かせください。

荒槇由美福祉部長

保育士資格を有します職員が配置された施設につきましては、八原保育所に22人、さんさん館に4人、こども発達センターつぼみ園に3人、市役所保育課に1人の、4か所に合計30人の保育士が配置されております。

次に、保育士資格を有する職員数に関する相談についてでございますが、昨年度から今年度におきまして、民間の保育所からの相談はございません。

山村尚

保育士不足は全国的な問題と言われる中、民間保育施設からの保育士数に関する相談はないというこの状況についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

荒槇由美福祉部長

市内の民間保育所におきまして、現在受け入れている児童に対する保育士の数は国の基準を満たしていることを確認しておりまして、このことが市に対する相談がなかった理由であることが想定されます。

しかしながら、職員数に関する相談を市にしなかったことにつきましては、それぞれの施設におきまして異なる状況も考えられ、その理由は明らかとなっていないことから、現時点で考えを示すことは難しいものと考えております。

なお、今後、職員数に関する相談を受けました際には、相談の内容に応じまして適切に対応できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

山村尚

先日、ある保育園に伺い、保育士数に関するお話を伺ってきました。そこでのお話では、自治体間で保育士の取り合いが過熱している。現在、保育士等配置特例によるみなし保育士が配置されているが、この特例の経過措置期限が迫っており、今後、保育士資格を持つ人材はここ一、二年で取り合いになるだろう、このようにおっしゃられていました。

この施設では、手厚い保育を確保すべく、1歳から2歳児6名に保育士1名をつけるという国の基準の中、16名の園児に対し保育士3名、保育補助3名の計6名をつけているということでした。

このような背景もある中、保育士に関する取組を県外含む他自治体と比較すると、当市の現役保育士、保育士になろうとする学生に対する自治体独自の支援、補助は、ここでは詳細は割愛しますが、江戸川区や松戸市、柏市と大きくかけ離れていました。また、保育士募集に関する自治体の関わり方、積極性にも違いを感じました。保育士は川を超えた他県に移動している、このようにおっしゃられていました。

また、保育士の就職説明会に触れられたお話では、当市で行われた就職説明会の来場者数は8名、そして、来場者数の内訳は新卒者が1名、資格保持者が約半分とのことでした。一方、柏市で行われた説明会は約100名の来場者数があり、

注目度の違いを実感した、このようにおっしゃられていました。募集人数、職種は定かではございませんが、来場者数の開きが10倍以上あったということです。

現在の保育士に関する状況について園長先生が述べられていたことは、自治体間での支援策の違いを見てしまうと、いつ保育士が不足する状態になってもおかしくない、保育士数を確保することで若い保育士が結婚し、産休、育休を取りやすい環境にしたい、特に新卒者の保育士をいかに採用するかが重要だ、このような内容でした。

保育士に対する支援、子どもを預ける施設を充実することで、それが定住に結びつくよう、施設の運営状況を確認、自治体として行うべきことの再確認を進めていていただきたいと考えます。

続いては、配置基準について質問いたします。

配置基準とは、保育士1人に対し何歳児の子どもを何人まで保育してよいかという数値を指し、国が定める保育士の配置基準は、ゼロ歳児以外では50年以上見直しが行われておりません。安定財源の確保を課題とし、見直しができていないとも言われる中、自治体独自の財源で独自の配置基準を設定しているところもございします。独自の配置基準により保育士1人当たりの子どもの数を減らし、ゆとりある保育を目指すことを目的としています。

そこで、配置基準について質問いたします。

一つ目が当市保育施設で適用する配置基準の決められ方、二つ目がこども未来戦略方針に盛り込まれた内容、この二つについてお聞かせください。

荒瀬由美福祉部長

本市にございます茨城県の認可を受けました保育所における保育士の年齢別配置基準につきましては、伊藤議員のご質問にも答弁しましたとおり、国の基準に準じまして、茨城県が児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則におきまして定めたものでございます。

具体には、保育士の配置1人につきまして、それぞれ乳児は3人、1・2歳児は6人、3歳児は20人、4・5歳児は30人までとするものであります。

次に、令和5年6月13日に閣議決定されましたこども未来戦略方針におきまして、配置基準は、保育士1人の配置につき1歳児は6人から5人へ、4・5歳児は30人から25人へ改善される案が示されております。

山村尚

朝日新聞のアンケートによると、配置基準は全国の政令指定都市や東京23区の6割が独自の配置基準を設けているとのことでした。独自の配置基準設定は、政令指定都市、中核都市などでのみでき、当市は該当しない。その側面からの保育士負担軽減はできず、残念に思うところです。

また、これまで変わってこなかったこの基準が今回政府により見直されるとのことでした。昨今、国や地方自治体では保育士の労働改善に向けた制度の見直しを行っており、以前よりも労働環境が改善されているため、今後働きやすくなっていく可能性は十分あると言われています。

では、これに関して、自治体独自の事業、保育士等増員配置事業について質問

いたします。

保育士の労働改善に向けた制度として、当市でも独自の制度が幾つかございます。その中の一つに保育士等増員配置事業があり、この事業は保育士の負担軽減を目的としていますが、この事業について、保育施設で適用された令和2年から令和4年の実績を、適用施設数と対象施設数の形式でお答えください。

また、交付要綱4条の2、利用定員に応じて定められた人数に関して、利用定員90人以下の施設が1人、利用定員90人以上の施設が2人とありますが、90人という数値が閾値となる根拠、また、1人、2人と1名分の差がある根拠についてお聞かせください。

荒瀬由美福祉部長

龍ヶ崎市児童福祉施設保育士等増員配置事業費補助金交付要綱に基づき実施しました市内の特定教育・保育施設等への補助金交付実績につきましては、対象となる保育施設等へ、令和2年度は17施設のうち14施設、令和3年度は17施設のうち11施設、令和4年度は19施設のうち14施設へ補助金を交付しております。

次に、補助金の算定対象であります保育士等の上限人数を設定した根拠でございます。

当該補助金制度におきましては、配置基準によって求められる保育士の必要最低人数に加え、保育士等を2人配置した場合に補助金対象としております。

ただし、園児の利用定員が90人以下の施設につきましては、国から補助される施設給付費は1人分であるため、国の補助対象外の1人分は本市におきまして補助するものでございます。

山村尚

対象施設の約6割から8割が保育士等増員配置事業の適用を受けたとのことでした。また、定員60名以下の施設でも保育士の数は必要であるとの理由から、保育士プラス1名分の人件費相当額を施設型給付費に加算し、この90名というのを閾値の根拠としている。そして、90名以下・以上の施設での公平性を保つため、プラス1名、プラス2名分を補助するとのことでした。

この事業は、市独自の事業として15年以上も前に制定されたものであり、施設での手厚い保育と保育士の負担軽減を目的に、保育士の増員配置に対し補助を交付するものです。約6割から8割がこの補助金交付を受けている。逆を返せば、2割から4割の保育施設が受けていないということになります。

受けられないことの根本的な理由は何なのか。今後、この分析を含めて、手厚い保育の下、保育士の負担軽減に結びつけていただきたいと思います。

続きまして、市内保育施設のICT活用について質問いたします。

昨今、様々な職場環境でICTが活用されるようになり、業務の効率化、業務の負担軽減が図られています。保育現場においても活用効果に期待が持てるとして、厚生労働省は保育所等における業務効率化推進事業を打ち出し、ICTを導入する保育施設に対して補助金を交付するなど、積極的なICT導入を推進しています。

ツールやアプリ、AIといったICT技術を取り入れることで、保育時間の管

理、保育士間の情報伝達方法を簡略化でき、また、連絡ノートや日々のお便り、カリキュラムや児童票などの書類全般が一元管理でき、職員の労務管理面では労働時間、残業時間、配置人数やワークバランスをシステム上で確認できるため、残業時間の短縮につながり、職員の負荷軽減を後押ししていると言われています。

そこで質問いたします。

保育士の業務負担軽減を目的とした市内保育施設でのＩＣＴ活用事例をお聞かせください。

荒瀬由美福祉部長

市内の特定教育・保育施設等におけます業務のＩＣＴ化を行った園の活用事例といたしまして、一例を申し上げますと、従来、園児の登降園時間は紙面上の管理簿等に手書きで記録しておりましたが、登降園管理に関するシステムの導入に伴い、保育士等の日々の事務作業が軽減されました。

また、職員間でタイムリーに園児の在園状況を共有できるようになったことで、送迎バスでの登園に関しましては、義務化された置き去り防止安全装置と併せ、職員が速やかに登園を確認できるようになり、園児に対する安全性が向上したとのことでございます。

その他、保護者との連絡や保育に関する計画及び記録に関するシステムを導入した園もあり、先ほどと同様、保育士等の事務作業時間の短縮につながった、情報共有がしやすくなった、ペーパーレス化につながった等、ＩＣＴ化により様々な恩恵が受けられていると認識しております。

山村尚

私がお話を伺った二つの園でも、ＩＣＴの活用を積極的に行っていました。一方で、活用に消極的な園もあるのではないかと、半数の園は消極的なのではないかなどのお話も耳にします。

続いての質問、活用の推進に向けた取組についてです。

ＩＣＴの活用がなぜ進まないのか、そこには幾つかの理由があると考えます。

業務の流れ、やり方が変わることへの抵抗感、ＩＣＴの利用が不慣れなこと、初期及び継続的な費用負担が発生することなどが考えられます。

一方で、ＩＣＴの活用を独自で行っている園や、姉妹園と活用に関する情報を共有し、進めているという事例も耳にいたします。

2023年7月に、一般社団法人保育ＩＣＴ推進協会が全国の公立保育施設に取ったアンケート結果がでございます。その中で、業務をサポートするＩＣＴシステムを利用している施設が約36%、特に導入が進んでいるのが石川県と富山県で73%と示されており、システムを導入したことで保護者との円滑なコミュニケーションが実現したとの活用に対する評価もございました。

また、導入地域の傾向として、大都市圏より地方の導入率が高いことを挙げており、その理由は、地方の保育施設は横のつながりがしっかりしているのでそれが理由かもしれない、地方では自治体主導でコミュニケーションを取っていることが多いため、自治体内で同じシステムを一気に導入しよう、隣の園が導入したからうちでも同じものを導入しようという連鎖反応が起こりやすい、このような

分析をされていました。

では、この分析結果を当市でどう生かしたらよいか。現在ＩＣＴを活用している施設に対しアンケートを実施し、その結果を全保育施設間で共有する、共有した活用結果から活用していない施設が必要性を認識し、導入に結びつける、このように考えます。

具体的に共有する結果には、どのような状況でどのような活用をしたか、活用してよかったこと、悪かったことの感想、効果を実感できるようにするために行った工夫、定量的な導入効果などを挙げるとよいかと考えます。

このような推進に向けた取組について、見解をお聞かせください。

荒瀬由美福祉部長

ご提案いただきましたＩＣＴ活用の推進に向けた取組につきましては、本市におきましても保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備することが重要であると考えておりまして、その手段にＩＣＴの活用があると理解しております。

また、国におきましても、こどもまんなか社会を実現するため、本年３月にこども政策ＤＸの推進に向けた当面の取組方針が示され、国を挙げてＩＣＴ活用の機運が醸成されつつあるものと認識しております。

このため、本市におきましても国の動向を注視し、議員よりご提案いただきました取組内容も踏まえながら、今後のＩＣＴ化推進に向けた方向性などについて検討してまいりたいと考えております。

山村 尚

内閣府が提唱したSociety5.0は、様々な社会問題をデジタルにより解決するとしていますが、これは行政による市民サービス、行政運営に関するものだけではなく、社会全体がそうなるべきものを示しています。

情報化推進における市の役割として、道筋、方向性を示し、その橋渡しをしなければ前へは進みません。多くの保育施設がＩＣＴ活用の恩恵を受け、保育士の負荷軽減につながることも目的に、今後取り組んでいていただきたいと考えます。

これまで挙げた問題点、要望、提案を検討し、保育士不足の対策をしっかりと行っていていただきたいと考えます。

最後の質問です。

最後の質問は、浸水対策と危機管理についてです。

近年、全国で豪雨被害、その中でも特に水災害が各地で頻発化しており、各地に甚大な被害をもたらしています。数十年に一度の災害という言葉も数十年に一度ではなくなり、前例のない水災害に備えるべく、これまで以上の対策が必要と考えます。

行政では、公助はもとより市民の自助、共助の活動支援をしっかりと行い、そして、豪雨被害をいかに抑えるか、しっかりとした対策を考えなければなりません。

６月初旬に発生した台風２号は、当市に多くの浸水被害をもたらしました。直

後、私は浸水したエリアを回り、現場の状況、被害の状況を目、耳で確認し、対策は十分であったのか、必要とする新たな対策はなかったのかを考え、今回は提案を交えた質問を行いたいと思います。

それでは、質問の一つ目です。

豪雨被害、その中でも、今回は特に浸水被害が予想される際の住民に対する行政の行動についてお聞かせください。

柏崎治正危機管理監

浸水災害に対する市民への一般的な周知方法でございますが、台風の接近などによる大雨や豪雨が予想される場合は、まずは気象庁水戸気象台の予報官や市で業務委託しています気象予報士からの気象解説を踏まえ、災害リスク想定を行いながら、台風接近や豪雨の予測情報、それに伴う災害リスクの情報とともに、それらに対する備えや今後の気象情報の周知を促す内容をメール配信サービス、防災アプリ、市公式ホームページ、LINE、旧ツイッターのX、フェイスブック等により注意喚起を行います。

また、利根川や小貝川等の洪水予報河川や水位周知河川につきましては、水位観測所における水位を随時監視しており、水位が龍ヶ崎市地域防災計画に定めている避難判断の発令基準に達した際には、災害のおそれのある地区に対し警戒レベル3、高齢者等避難、警戒レベル4、避難指示及び警戒レベル5、緊急安全確保を、防災行政無線をはじめメール配信サービス、防災アプリ、市公式ホームページ、LINE、X、フェイスブック等において発令し、市民への避難行動を促します。

なお、警戒レベル5、緊急安全確保は、災害の状況を確実に把握できない場合もあることから、必ず発令される情報ではないことを申し添えます。

山村尚

ここで台風2号による被害の一つ、牛久沼の越水による浸水被害について、その被害エリアで聞いたお話をご紹介します。

気がついたときには自分たちの住むエリアに水が流れ込んでいた。住民の通報で消防団の方々による排水作業、土のう積みが行われたが、土のうは高さが足りず、一部流されてしまっていた。越水場所近くに積まれた大きな土のうと排水ポンプのおかげで床上浸水被害は免れた。このようにおっしゃられ、消防団や職員の方などの対応に感謝されていました。

被害軽減に結びつく事前対策はないのだろうか。近年、多くの自治体では浸水対策として、土のうを自由に取り出せる土のうステーションを設置しています。これは先日、久米原議員の質問にもございました。

自然災害に対して自助、共助が重要とされる中、個人や自治会などの組織がステーションから土のうを自発的に取り出し、備えることで、この浸水を防げたのではないかと考えています。市内各地への土のうステーションの設置を要望いたします。

また、この地区に伺った際に、個人宅の庭先に積まれた土のうを目にいたしました。その役割を果たしているようには見えませんでした。土のうの並べ方、

土のう袋に入れる土の種類など、一般の方の知らないことが数多くあるかと思います。防災情報発信アプリ「防災龍ヶ崎」で、これらの防災に関する情報を集約し、閲覧できるよう対策が必要と考えます。これに関連して、次の質問を行います。

続いての質問は、代替方法を使った被害予防策の周知についてです。

昨今、多くのメディアで浸水被害の予防方法が紹介されています。その中では、予防として本来使いたいものがなかった場合の代替手段が紹介されていることもあります。

浸水被害が予想され、本来使いたいものがない場合、代替手段の情報は重要となります。当市として、このような代替手段の紹介をどのように行っているのかお聞かせください。

柏崎治正危機管理監

土のうに代わるものとしたしましては、例えば各家庭において、ビニール袋と庭の土で作る代替土のうがございます。また、下水から家屋内への逆流防止手段として、ビニール袋に水を詰めて作る水のうの活用などがございます。

これら緊急時の代替対応につきましては、市公式ホームページにおいて国土交通省等が紹介している情報へのリンク、また、地域や地区での防災訓練や防災に関する出前講座の場において紹介したいと考えております。

山村尚

土のうの代替方法、水のうの様々な活用方法など、改めて調べてみることで分かることがたくさんございます。

以前、小貝川近くにお住まいの方から、汚水の逆流についての相談がございました。浸水により浄化槽からの逆流が心配です、工事が必要だが、逆流防止弁の取付けで逆流は防げる、取付けに関する補助をしてもらえないか、このような相談内容でした。逆流防止弁による逆流防止の代替方法として、水のうを活用する。多くの方に知ってもらいたい対応内容です。

また、さきの質問でお話した土のう袋に関して、土のう袋に入れる砂は川砂とされています。川砂が身近にない場合どうしたらよいか。庭の土を袋に入れ、硬く圧縮することで川砂の代わりになる、このような知恵を危機管理監からヒアリングの際にいただきました。

このようなノウハウは、多くの自治体ホームページでも紹介されています。災害が迫る中、集約された代替方法に関する情報を分かりやすい形で閲覧できるよう、工夫をお願いしたいと考えます。

続いては、浸水被害に遭ってしまった後、市として住民に対しどのような支援をするのか。牛久沼の越水被害を例として取り上げても結構ですので、お聞かせください。

柏崎治正危機管理監

今回の台風第2号の大雨の影響により、牛久沼の越水で被災された方へのサポートとして主な行動でございますが、被災直後に浸水した畳等の家財道具の受入

れ等、市職員及び市社会福祉協議会職員のほか、流通経済大学職員延べ48名等のボランティア職員の派遣により実施するとともに、罹災証明書及び被災証明書発行の案内、そのほかに各種支援制度などの案内を行ってまいりました。

被災から約3か月が経過しておりますが、いまだに不自由な日常を送っている方もいらっしゃいます。今までの日常に少しでも早く戻れるよう、引き続き被災者からの相談事等に対しましては寄り添った対応に努めてまいります。

山村 尚

被災後の現場に私も伺った際、浸水してしまった家財道具やお店の設備などを搬出している光景を私も目にいたしました。被害を受けたお宅でお話を伺ったところ、行政がスピーディーに対応してくださったと感謝の言葉を述べられていました。しかし、いまだ不自由な生活を送っている状況が続いていると伺います。このような方への継続した、寄り添った対応をお願いいたします。

続いて、浸水被害を受けたときの消毒作業、その際に使われる消毒機器について質問いたします。

牛久沼越水により床下浸水の被害を受けた地区でお話を伺ったところ、行政に床下消毒のお願いをしたのだが簡単な消毒をして帰ってしまった、消毒を受けていないお宅もあり、とても十分とは言えない、このようなお話があり、私から担当課へ再依頼をし、業者により再度消毒が行われた、このような経緯がございました。

防疫計画の消毒活動に関する項に、ごみの仮収集場、仮設トイレ、素掘りトイレなどの消毒は、指定避難所及び指定緊急避難場所において関係住民に薬剤及び消毒器具を配布し、飲料水確保の指導により、関係住民やボランティアなどが散布するとの記述がございます。

これによると、消毒機器は指定避難所及び指定緊急避難場所の防疫を目的に配置されており、それを災害発生時に関係住民やボランティアに配布し、散布すると理解するところでございますが、では、浸水被害などの災害対応として貸し出される消毒機器は何台ございますでしょうか、お聞かせください。

柏崎 治正 危機管理監

龍ヶ崎市地域防災計画に記載しています消毒器具の配布とは、指定避難所及び指定緊急避難場所の防疫処置のため、ごみの集積場所、仮設トイレ、素掘りトイレ等の消毒に供する資材を対象としており、浸水家屋の消毒用の器具を指すものではありません。

また、浸水被害後の消毒活動に使用できる消毒機器は持ち合わせておりません。

今回の浸水被害に際しては、竜ヶ崎保健所長から浸水家屋の消毒作業の指示を受け、当市は噴霧器を購入し、対応しようとしたしましたが、市販の噴霧器では噴霧能力が低く、浸水被害を受けた方が安心できるほどの消毒活動ができないことが判明したことから、短時間で広範囲に対応できる高性能な噴霧器を所有する業者への委託により対応したところであります。

今後も災害時には各種団体との協定を活用し、優先的な資材の提供や業務委託等により、被災後の公衆衛生面での不安を払拭してまいりたいと考えております。

山村 尚

浸水被害の消毒活動に使用できる消毒機器は持ち合わせていない、防疫計画による消毒器具の配布は避難所の防疫処置のためであり、浸水家屋の消毒は対象ではないとのことでした。

一方、保健所から消毒指示があり、購入しようとしたが、能力不足と分かり購入しなかった、購入できなかった、災害時には各種団体との協定を活用することでした。

では、指定避難所、指定緊急避難場所の一つであるコミュニティセンターに消毒機器の配置がされているのか確認したところ、配置はされておりました。

また、今回の浸水被害で保健所から浸水家屋の消毒指示があったが、消毒機器を持ち合わせていなかったということでした。各種団体との協定を活用すると答弁されていましたが、協定資料には消毒機器の調達に関する明確な記載はございませんでした。災害が起きている中、調達数に制約を受けることも十分考えられます。対応が後手に回っているように感じます。

災害の規模、被害の発生状況によっては、迅速な対応を公助だけで賄い切れるのか。自然災害に対し、行政が公助以前に自助、共助を勧めている理由は何なのか。他の自治体では、災害時用消毒機器の貸出しを行っている自治体もございます。災害時の消毒活動で貸し出せる消毒機器の確保と貸出し体制の整備、及び関係する防災計画の見直し検討をお願いいたします。

最後の質問です。

豪雨被害に遭ってしまう前の早期避難や被害軽減に向けた何かしらの行動を取ろうとするとき、その判断は難しいとされています。各種メディアからの発信情報にはタイムラグがある場合もございます。

台風2号による牛久沼越水についても、現場の状況がいち早く正確な情報として対策本部に届けば、被害状況は変わっていたかもしれません。

そこで今回、ICTの活用により、リアルタイムの情報をいち早く正しい情報として情報共有できないか、この観点で調べてみました。二つの事例がございました。

一つ目が、佐賀市の事例です。佐賀市の公式ホームページでは、リアルタイムの浸水状況を地図上で公開しています。10分間隔で更新される自動計測の観測データを基としており、スマートフォンからも閲覧できるそうです。

二つ目が、浜松市の事例です。実証実験段階ではございますが、民間の解析システムを活用しています。AIを活用し、SNSに投稿された画像、河川・道路カメラ情報を降水量、地形データなどと組み合わせて統合的に解析し、リアルタイムで浸水推計図を地図表示するというものです。このシステムにより、迅速な被害状況の把握、災害発生時の職員の業務効率化に役立つものと期待されます。

そこで質問をいたします。

これらの事例も参考に、ICTの活用でリアルタイムな現場の情報を収集・共有し、早期避難、被害軽減に寄与する、このようなシステムの活用を考えてはいかがでしょうか。

柏崎治正危機管理監

今回の台風２号の災害対応に当たっては、災害の現場で何がどのようにどのぐらい起きているのか、これを正確に把握することに時間を要した場面がございました。

このようなことから、議員ご指摘のＩＣＴの活用は、例えば位置情報等を伴った写真や動画を市民等からの投稿などにより迅速な情報収集と的確な状況判断を可能とし、スムーズな災害対応が図れると考えられます。

しかしながら、市民等からの情報提供につきましては、市民等に危険が及ばないこと、安全第一が大前提でございます。災害に係る情報を提供いただく市民の安全を確保しながら、迅速かつ的確な情報提供の体制、手段について今後研究してまいりたいと考えます。

山村 尚

答弁中にもございましたが、このようなシステムによる画像や動画の共有は、浸水被害に限らず様々な災害にも効果が期待できます。また、平常時における危険箇所など、身近な危険に対しても同じことが言えます。

一方で、ご答弁にもありましたが、投稿などで市民に危険が伴わないこと、その点についても慎重な研究、検討をお願いいたします。

なお、情報の共有に当たっては、有益な情報がある一方、悪質なデマやフェイク情報も流れたという事例もございました。デマやフェイク情報の自動振り分けをＡＩで行う、このような事例もあるようです。

今後起こり得る様々な自然災害に対し、知恵を出し合い、最新テクノロジーも活用し、市民が安全・安心に生活できる防災対策をお願いいたします。